

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 25 日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの医薬品、医薬部外品
及び化粧品への使用について

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部
(局) 長宛てに通知しましたのでお知らせします。